令和3年4月20日

令和3年第2回神奈川県議会臨時会

総務政策常任委員会資料

(令和3年4月20日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
申奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)新旧対照表

第1条~第81条 (略)

附則

 $1 \sim 26$ (略)

(不動産取得税の税率の特例)

27 平成18年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第23条の規定にかかわらず、100分の3とする。

28~30 (略)

(自動車税の種別割の税率の特例)

31 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天 然ガス自動車 (専ら可燃性天然ガスを内燃機 関の燃料として用いる自動車で省令第9条の 2第1項に規定するものをいう。附則第33項 第2号、第36項第2号及び第41項において同 じ。)、メタノール自動車(専らメタノール を内燃機関の燃料として用いる自動車で省令 附則第5条第1項に規定するものをいう。附 則第41項において同じ。)、混合メタノール 自動車(メタノールとメタノール以外のもの との混合物で同条第2項に規定するものを内 燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1 <u>項</u>に規定するものをいう。<u>附則第41項</u>におい て同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料と して用いる電力併用自動車(内燃機関を有す る自動車で併せて電気その他の省令第9条の 2第5項に規定するものを動力源として用い るものであつて、廃エネルギーを回収する機 能を備えていることにより大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号) 第2条第17項に規定 する自動車排出ガスの排出の抑制に資するも ので省令第9条の2第6項に規定するものを いう。附則第41項において同じ。)並びに自 家用の乗用車(3輪の小型自動車であるもの を除く。以下同じ。)、第56条第1項第3号 ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途 自動車(同条第3項第4号イに規定するもの 及び同項第5号アに規定するもの(自家用の ものに限る。)に限る。附則第35項及び第36 項(各号列記以外の部分に限る。) において

改正前

第1条~第81条 (略)

附則

 $1 \sim 26$ (略)

(不動産取得税の税率の特例)

27 平成18年4月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第23条の規定にかかわらず、100分の3とする。

28~30 (略)

(自動車税の種別割の税率の特例)

31 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天 然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機 関の燃料として用いる自動車で省令附則第5 条第1項に規定するものをいう。附則第33項 第2号及び第39項 において同 じ。)、メタノール自動車(専らメタノール を内燃機関の燃料として用いる自動車で同条 第2項 に規定するものをいう。附 則第39項において同じ。)、混合メタノール 自動車(メタノールとメタノール以外のもの との混合物で同条第3項に規定するものを内 燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2 項に規定するものをいう。附則第39項におい て同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料と して用いる電力併用自動車(内燃機関を有す る自動車で併せて電気その他の同条第4項

一に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項に規定するものをいう。附則第39項において同じ。)並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。)、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車(同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するもの(自家用のものに限る。)に限る。附則第33項から第35項まで

同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(附則第33項第4号、第34項第1号、第36項第4号及び第37項第1号において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(附則第33項第5号、第34項第2号、第36項第5号及び第37項第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(附則第33項第6号<u>、第36項第6号及び第37項第3号</u>において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で<u>平成24年3月31日</u>までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(略)

ルに担ばて白動車に対すて第5C久第1百

32 (略)

٠,) 人に拘りる日勤単に対する第50条第1隻	1
	から第3項までの規定の適用については	
	J/N = // 0. (* ///// * // // // * // // // * // // /	
		_
		_
		_
		_
	-	_
		_
		_

改正前

同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガ ソリン自動車(附則第33項第4号<u>及び第</u> 34項第1号

__において「ガソリン自動車」という。) 又は同条第1項第5号に規定する石油ガス 自動車(附則第33項第5号及び第34項第2 号 において「石油ガス自動車」という。)で<u>平成</u> 20年3月31日までに最初の道路運送車両 法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けた もの 初回新規登録を受けた日から 起算して14年を経過した日の属する年度 (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽

油自動車(附則第33項第6号______において「軽油自 動車」という。) その他の前号に掲げる 自動車以外の自動車で平成22年3月31日 までに初回新規登録を受けたもの 初回

経過した日の属する年度

(略)

新規登録を受けた日から起算して12年を

32 (略)

33 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、 当該自動車(自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が同年4月1日(自家用の乗用車及び特種用途自動車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には 当該自動車が<u>令和2年4月1日から</u>令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) (略)
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法 第41条第1項の規定により平成30年10月1 日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する 排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第 1項に規定するもの(附則第36項第2号に おいて「平成30年天然ガス車基準」とい う。)に適合するもの又は法第149条第1項 第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基 準(以下この号及び附則第36項第2号において「平成21年天然ガス車基 準(以下この号及び附則第36項第2号において「平成21年天然ガス車基準」とい う。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素 酸化物の値の10分の9を超えないもので省 令附則第5条の2第2項に規定するもの
- (3) (略)
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排 出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i) に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準 (次項第1号並びに附則第36項第4号及び 第37項第1号において「平成30年ガソリン 軽中量車基準」という。)に定める窒素酸 化物の値の2分の1を超えないもの又は窒 素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ (1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中 量車基準(次項第1号並びに附則第36項第 4号及び第37項第1号において「平成17年 ガソリン軽中量車基準」という。)に定め る窒素酸化物の値の4分の1を超えないも のであつて、エネルギーの使用の合理化等 に関する法律(昭和54年法律第49号)第 147条第1号イに規定するエネルギー消費 効率 (次号並びに次項第1号及び第2号並 びに附則第36項第4号から第6号まで並び に第37項第1号から第3号までにおいて

令和2年度分の自動車税の種別割に限り、 当該自動車が同年4月1日から 令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) (略)
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法 第41条 の規定により平成30年10月1 日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する 排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第 1項に規定するもの

____に適合するもの又は<u>同号ロ</u>

_____に規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号_____において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第2項 に規定するもの

- (3) (略)
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排 出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i) に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準 (次項第1号

| において「平成30年ガソリン 軽中量車基準」という。)に定める窒素酸 化物の値の2分の1を超えないもの又は窒 素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ (1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中 量車基準(次項第1号

だおいて「平成17年 ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(次号並びに次項第1号及び第2号_

において

「エネルギー消費効率」という。)が法<u>第</u>149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第36項第4号から第6号まで並びに第37項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの

- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排 出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i) に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準 (次項第2号並びに附則第36項第5号及び 第37項第2号において「平成30年石油ガス 軽中量車基準」という。) に定める窒素酸 化物の値の2分の1を超えないもの又は窒 素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ (1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中 量車基準(次項第2号並びに附則第36項第 5号及び第37項第2号において「平成17年 石油ガス軽中量車基準」という。) に定め る窒素酸化物の値の4分の1を超えないも のであつて、エネルギー消費効率が令和2 年度基準エネルギー消費効率に100分の130 を乗じて得た数値以上のもので省令附則第 5条の2第4項に規定するもの
- (6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第 6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量 車基準(附則第36項第6号及び第37項第3 号において「平成30年軽油軽中量車基準」 という。)又は同条第1項第6号イ(1)に 規定する平成21年軽油軽中量車基準(附則 第36項第6号及び第37項第3号において 「平成21年軽油軽中量車基準」という。) に適合する乗用車

(略)

改正前

「エネルギー消費効率」という。)が法<u>第</u> 149条第1項第4号イ(2)</u>に規定する令和 2年度基準エネルギー消費効率(次号並び に次項第1号及び第2号

において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i) に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準 (次項第2号

上おいて「平成30年石油ガス 軽中量車基準」という。)に定める窒素酸 化物の値の2分の1を超えないもの又は窒 素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ (1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中 量車基準(次項第2号

において「平成17年 石油ガス軽中量車基準」という。)に定め る窒素酸化物の値の4分の1を超えないも のであつて、エネルギー消費効率が令和2 年度基準エネルギー消費効率に100分の130 を乗じて得た数値以上のもので省令附則第 5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車のうち、法<u>第149条第1項第6号イ</u>に規定する平成30年軽油軽中量車基準<u>又は</u>

平成21年軽油軽中量車基準

に適合する乗用車

(略)

34 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、 当該自動車(自家用の乗用車及び特種用途 自動車を除く。)が平成30年4月1日から 平成31年3月31日までの間に初回新規登録 を受けた場合には令和元年度分の自動車税 の種別割(法第177条の10第1項又は第2 改 正 後

当該自動車が<u>令和2年4月1日から</u>令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) • (2) (略)

35 附則第33項第1号から第3号まで

正掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 36 次に掲げる自動車(自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。)に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガ ス車基準に適合するもの又は平成21年天然

改正前

項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が同年4月1日(自家用の乗用車及び特種用途自動車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が同年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる対に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) • (2) (略)

35 <u>附則第33項各号(第4号及び第5号を除く。)</u>に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(追加)

改 正 後

改正前

ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の 排出量が平成21年天然ガス車基準に定める 窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの で省令附則第5条の2第7項に規定するも の

- (3) <u>法第149条第1項第3号に規定する充電</u> 機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車(営業用の乗用車及び特 種用途自動車(第56条第3項第5号ア及び オに規定するもの(営業用のものに限る。) に限る。以下この項及び次項において同 じ。) に限る。) のうち、窒素酸化物の排 出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定 める窒素酸化物の値の2分の1を超えない もの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガ ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないものであつて、エ ネルギー消費効率が法第149条第1項第4 号イ(2)に規定する令和12年度基準エネル ギー消費効率(以下この項及び次項第1号 から第3号までにおいて「令和12年度基準 エネルギー消費効率」という。)に100分 の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度 基準エネルギー消費効率以上のもので省令 附則第5条の2第8項に規定するもの
- (5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車及び特種用途自動車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第9項に規定するもの
- (6) 軽油自動車(営業用の乗用車及び特種用 途自動車に限る。)のうち、平成30年軽油 軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基 準に適合するものであつて、エネルギー消 費効率が令和12年度基準エネルギー消費効 率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ

改正前

令和2年度基準エネルギー消費効率以上の もので省令附則第5条の2第10項に規定す るもの

37 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第34項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第11項に規定するもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第12項に規定するもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量 車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適 合するものであつて、エネルギー消費効率 が令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和

(追加)

改正前

2年度基準エネルギー消費効率以上のもの で省令附則第5条の2第13項に規定するも の

38 附則第33項から前項までの規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項(附則第33項から第37項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条(附則第33項から第37項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

39 • 40 (略)

41 前2項の規定の適用を受ける自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、附則第31項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第39項第2号	(略)	(略)
<u>r</u>		
附則第39項第2号	(略)	(略)
<u>1</u>		
附則第39項第2号	(略)	(略)
<u>ウ</u>		
附則第39項第2号	(略)	(略)
<u>프</u>		
附則第39項第2号	(略)	(略)
<u>オ</u>		
附則第39項第2号	(略)	(略)
<u>カ</u>		
附則第39項第2号	(略)	(略)
<u>+</u>		
附則第39項第2号	(略)	(略)
<u>ク</u>		
附則第39項第2号	(略)	(略)
<u>ケ</u>		
附則第39項第2号	(略)	(略)
<u> </u>		

36 前3項の 規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項(附則第33項から第35項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条(附則第33項から第35項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

37・38 (略)

39 前2項の規定の適用を受ける自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、附則第31項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

H. 11.41.	_ / _ 0	
附則第37項第2号	(略)	(略)
<u>附</u> 則第37項第2号	(略)	(略)
<u> </u>	(略)	(略)
<u>附</u> 則第37項第2号	(略)	(略)
附則第37項第2号	(略)	(略)
<u>対</u> 附則第37項第2号	(略)	(略)
<u>力</u> 附則第37項第2号	(略)	(略)
<u>キ</u> 附則第37項第2号	(略)	(略)
<u>ク</u> 附則第37項第2号	(略)	(略)
<u>ケ</u> 附則第37項第2号	(略)	(略)
<u> </u>		

	正後		
<u>附則第40項第2号</u> ア	(略)	(略)	<u>附</u> ア
<u>附則第40項第2号</u> <u>イ</u>	(略)	(略)	<u>附</u> イ
<u>附則第40項第2号</u> <u>ウ</u>	(略)	(略)	<u> </u>
<u>附則第40項第2号</u> <u>工</u>	(略)	(略)	<u>阶</u>
<u>附則第40項第2号</u> <u>オ</u>	(略)	(略)	<u>附</u>
<u>附則第40項第2号</u> 力	(略)	(略)	<u> </u>
<u>附則第40項第2号</u> <u>キ</u>	(略)	(略)	<u> </u>
<u>附則第40項第2号</u> <u>ク</u>	(略)	(略)	<u> </u>
<u>附則第40項第2号</u> <u>ケ</u>	(略)	(略)	<u>所</u>
<u>附則第40項第2号</u> ユ	(略)	(略)	<u>阶</u>

42 前3項の規定の適用がある場合における 第56条第4項及び第57条第1項の規定の適 用については、第56条第4項中「前3項」 とあるのは「前3項(附則第39項から第41 項までの規定により読み替えて適用される 場合を含む。)」と、第57条第1項中「、 同条」とあるのは「、同条(附則第39項か ら第41項までの規定により読み替えて適用 される場合を含む。)」とする。

43~45 (略)

	改 止 則		
	<u>附則第38項第2号</u> <u>ア</u>	(略)	(略)
	<u>附則第38項第2号</u> <u>イ</u>	(略)	(略)
	<u>附則第38項第2号</u> <u>ウ</u>	(略)	(略)
	<u>附則第38項第2号</u> <u>工</u>	(略)	(略)
	<u>附則第38項第2号</u> <u>才</u>	(略)	(略)
	<u>附則第38項第2号</u> <u>力</u>	(略)	(略)
	<u>附則第38項第2号</u> <u>キ</u>	(略)	(略)
	<u>附則第38項第2号</u> <u>ク</u>	(略)	(略)
	<u>附則第38項第2号</u> <u>ケ</u>	(略)	(略)
	<u>附則第38項第2号</u> <u>コ</u>	(略)	(略)
l(前3項の規定の過	商用がある場	合における

40 前3項の規定の適用がある場合における 第56条第4項及び第57条第1項の規定の適 用については、第56条第4項中「前3項」 とあるのは「前3項(附則第37項から第39 項までの規定により読み替えて適用される 場合を含む。)」と、第57条第1項中「、 同条」とあるのは「、同条(附則第37項か ら第39項までの規定により読み替えて適用 される場合を含む。)」とする。

41~43 (略)

神奈川県水源環境保全・再生基金条例(平成17年神奈川県条例第88号)新旧対照表 〈附則第3項関係〉

改 正 後

第1条・第2条 (略)

- 第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。
 - (1) 神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条 例第26号) <u>附則第44項</u>に規定する税率(以 下「特例税率」という。)の適用がある個 人の県民税の収入額から特例税率の適用が ないものとして計算した場合のその相当額 を控除した額
- 第1条・第2条 (略)
- 第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

改正前

(1) 神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)<u>附則第42項</u>に規定する税率(以下「特例税率」という。)の適用がある個人の県民税の収入額から特例税率の適用がないものとして計算した場合のその相当額を控除した額

改 正 後	改 正 前
(2) (略)	(2) (略)
第4条~第8条 (略)	第4条~第8条 (略)